

平成31年4月1日

お客さま各位

群馬県信用組合

改元および10連休に伴う手形・小切手の取扱について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年のゴールデンウィークは、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行により、平成31年4月27日(土)から令和1年5月6日(月)まで10連休となります。連休の間、手形・小切手の受入ができなくなり、連休前には、手形・小切手の持込みが集中することが予想されますので、手形の支払期日に注意していただき、お早目に持込みいただきますようお願い申し上げます。

また、令和1年5月以降も「平成」の元号が印刷された手形・小切手は引き続きご使用いただけますが、日付を記入する際は「平成」に二重線を引き、上部に新元号をご記入ください。なお、旧元号を訂正いただく場合の訂正印は不要です。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

(例) 令和1年5月7日の日付を記入する場合

令和

1. ~~平成~~ 1年5月7日

令和

2. ~~平成~~ 元年5月7日

【注意】西暦での記載はご利用いただけません。

以上